

令和2年10月

第10回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和2年第10回和光市教育委員会定例会日程

令和2年10月29日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

議案第24号 和光市青少年問題協議会検討委員会設置要綱を定めることについて

日程第4 協議・報告事項

(1) 教育長職務代理者の指名について

(2) 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正（案）

(3) 和光市わこうっこクラブ設置及び管理条例（案）を定めることについて

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	結 城 浩一郎
〃 次長兼教育総務課長	前 島 祐 三
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	高 橋 契 将
〃 学校教育課主幹	辻 英 一

傍聴人（1名）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 開会に当たり御挨拶申し上げます。

10月も下旬となり、秋の深まりが感じられるようになってまいりました。相変わらず新型コロナウイルス感染症の感染者は増加の一途をたどっており、和光市でも大分増えてきている状況であります。

感染防止策には全く気の抜けない状況が続いておりますけれども、その中でも児童・生徒の教育活動については、今、学校で取り得る最大の感染防止策を講じながら、一つ一つ課題解決に向けて取り組んでいるところであります。残念ながら修学旅行については中止になりましたが、その他の行事については、3密を防ぎながら実施をしているところであります。

とにかくコロナ禍が収まって、一日も早い平常の生活が戻ることを願うばかりであります。

それでは、これより令和2年度第10回和光市教育委員会を開会いたします。

本日は1名の方に傍聴いただいております。委員の皆様、よろしく申し上げます。

また、傍聴の皆様、ありがとうございます。

それでは、次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を山下委員さんにお願ひします。よろしくお願ひします。

◎教育長の報告

○大久保教育長 次に、日程第2、教育長の報告をいたしますので、資料の1を御覧いただければと思います。

10月1日、給食協会の人事異動に伴う辞令交付を行っております。また、市の管理職辞令交付式に出席しました。

3日、サンアゼリアでの誰でもコンサートを鑑賞しました。

5日、定例校長会議を開催しております。

8日、校務支援システム説明会を実施しております。

9日、都市教育長協議会に出席しております。

13日、南部教育長会議に出席しました。

15日、定例教頭会議を開催しました。午後は、青少年問題協議会の検討会並びに青少年作文審査委員会を行っております。

17日、子ども大学わここの入学式を行いました。今年度、コロナの課題もあって、本来であれば、もっと早い時期に開校する予定でありましたけれども、この時期になっております。また、実施回数も削減せざるを得ない状況でございます。

19日、校長研究協議会に出席しました。

20日、人事評価の中間面談を実施しております。

21日、政策会議に出席しました。

22日、大和中学校の指導関係に関わる学校訪問を実施しました。

23日、人事評価中間面談を実施しました。午後は、第2回教育振興基本計画策定委員会を開催しました。また、県教育委員会市町村支援部の来訪がありました。

26日、内閣府とホンダの連携による実証実験の打合せを行いました。これについては、後ほど前島次長のほうから説明をさせます。

27日、管理職人事異動に伴うヒアリングに事務所に出席しました。午後は、GIGAスクール構想に伴う事業支援、ソフト等の説明会に出席をしております。

28日、給食協会の中間監査を行いました。午後は、公民館審議会の事前打合せを行っております。

今日ですけれども、定例教育委員会議を開催しております。

あと30日ですけれども、午前中は第四小学校の指導課向けの学校訪問がございます。その後は、和光市表彰式、さらに和光市職員表彰式。夜は、和光市体育賞の授賞式を行います。

以上でございます。特に何かございますか。

はい、どうぞ。

○山下委員 8日の木曜日に行われた校務支援システム、これは具体的にどのようなものですか。

○大久保教育長 今、学校に入っているデジタルホームですね、これからまた入れ替えしていくというようなことも考えながら、どういう内容があるかということで、実際に業者に来ていただいて説明会を持たせてもらいました。まだこれから入れていくという準

備段階ですね。これから先、GIGAスクールとも併せて、もう少し環境がよくなりますので、これに対応できるように。

○山下委員 働き方改革にも非常に……

○大久保教育長 もちろんそこに結びつけるようにですね。

○山下委員 結びつくと思いますので、ありがとうございます。

○大久保教育長 それでは、9月29日に文部科学省から、令和3年度概算要求の根拠が公表されました。もう御案内かと思います。その中の特に学校教育、社会教育関連について資料を用意しましたので、少し説明をさせていただきたいと思います。カラー刷りの冊子であります。

これ全部説明していると時間が足りなくなってしまうので、この中のをかいつまんで説明できればと思っております。

まず、お手元のほうに、これは学校教育、社会教育に係る部分だけ印刷をしました。

1ページをお開きください。

ここを見ていただくと、ウィズコロナの時代の新たな日常に向けて、各分野で新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費として、大枠で3つに分けられています。そのコロナ対応関係費として5,082億円が内包されています。これは今回の文科省の概算要求のある意味、目玉になるのかなというふうに捉えております。

次に、2ページです。

ここには文教関係予算として4兆3,011億円が計上されています。この中で教育のICTに関わる環境を整えることに加えて、やはり感染症を回避するための少人数制授業、これを実施する体制を整えること。あるいは、いじめ、不登校、虐待対応するための環境整備。あるいは、障害者に対する支援としての特別支援教育の生涯学習化を進めるための障害者活躍推進プラン、こういったものの推進費が位置づけられているというふうに取り取れます。

概要的には、教育政策推進のための基盤の整備ということで、ここにも書いてあるように、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成」、「社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成」、「生涯学び、活躍できる環境の整備」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」、こういったものが挙げられています。

特にこの中で、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進による

地域の教育力の向上」、あるいは「Society5.0の実現及びウィズコロナ・ポストコロナに向けた人材育成の強化」、さらには人生100年時代や技術革新の進展等を見据えて、リカレント教育等の社会人が新たに学び直す機会の拡充、これは本市においても取組の喫緊の課題になっていると捉えております。

いずれにしても、国が推進する教育施策について十分な関連を図りながら、本市の教育行政施策の推進を図ってまいりたいと考えていますので、各委員さん方の御支援をよろしくお願いしたいと思っています。

以上でこのポイントについては終わります。

なお、概算要求全部刷り上げると60ページぐらいになってしまうんですね。機会があったらインターネットで見ただけだとありがたいと思います。

特にこの件についてはよろしいですかね。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に進みます。

◎付議案件

○大久保教育長 日程第3、付議案件に移りたいと思います。

本日の付議案件は、資料2の和光市青少年問題協議会検討委員会設置要綱を定めることについての1件のみであります。資料のほうを御用意いただければというふうに思います。

それでは、スポーツ青少年課、高橋課長、説明をお願いします。

○高橋課長 お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。

和光市青少年問題協議会においては、現在、青少年関連の問題が複雑かつ広域に及ぶことから、各課で専門協議会、または審議会、部会等を立ち上げられております。青少年担当での特定の協議事項を設定することが現状困難になっている状況にありまして、協議会の会長は和光市長と条例で定めているほか、協議会の中で検討事項の結果を市長に具申することは、市長が市長に具申することになるという形になりますので、市長がこの協議会から外れることで体制の見直しを行う必要があるということを令和元年2月3日に第2回青少年問題協議会で決定したところでございます。

体制の見直しにおいては、条例の改正が必要となることから、まずは現在の体制を見直す必要があるため、検討部会を編成させていただいて議論し、素案が提示された段階

で委員を選定させていただき、どのような体制を整えるか、今後どのような活動が行えるかということを協議してまいりたいと考えています。また、その協議結果を市長に報告させていただき、条例の改正案を令和3年3月議会に提出する予定となっております。

なお、部会の編成においては、当該設置要綱を定例教育委員会の承認を得た段階で、11月の中旬頃に委員編成をさせていただき、協議をさせていただきたいと思っております。

3月議会に上程するのは時間が限られておりますので、1回ないし2回の部会を開催させていただいて、市長に報告したいと考えております。

要綱の内容においては、お手元にあるとおりになりますが、まず委員選出を行政機関と、従来の協議会31名で構成されている青少年関連団体中から選抜させていただく形で、8人程度で検討部会を組織させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保教育長 今、課長から、和光市青少年問題協議会の在り方について検討するための委員会を設置したいということで要綱の説明がございました。

委員さん方のほうから御質問等がありましたら、お受けしたいと思います。

はい、山田委員。

○山田委員 今の説明でちょっと私が勘違いしているかもしれないですけども、現在の委員さんの中から8名を選出するということでよろしいですか。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○高橋課長 現在31名委員がおりまして、市長を除く形で部会を設定したいと考えております。委員の中では、行政部門から3名程度、また教育並びに青少年事業に直接関わる団体から選出したいと考えております。

なお、検討部会の委員については、現在協議中ではございます。

○大久保教育長 ほかに御質問がなければ、質疑を終結したいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大久保教育長 それでは、採決させていただきます。

和光市青少年問題協議会検討委員会設置要綱を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、和光市青少年問題協議会検討委員会設置要綱を定めることについては、原案のとおり承認されました。

予定した議案は、これで議了しました。ありがとうございます。

◎協議・報告事項

○大久保教育長 次に、日程第4、協議・報告事項に移ります。

本日の協議・報告事項は3件になります。

初めに、資料3を御用意ください。

資料3の教育長職務代理者の指名についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、10月1日付で山田委員さんを教育長職務代理者として指名をさせていただきましたので、御報告を申し上げたいと思います。

山田委員さん、よろしく申し上げます。

○山田委員 よろしくお願ひいたします。

○大久保教育長 一言ありましたら、お願いします。

○山田委員 引き続き職務代理者を務めさせていただくことになりました。微力でありますので、本当に皆さん方の御協力をいただき、和光市の子供たちの教育、健全育成について頑張っていきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○大久保教育長 よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、資料4の市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、前島次長より説明をお願いします。

○前島次長 それでは、私からは、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程について御説明申し上げたいと思います。

これまで教育総務課と学校教育課が実施してきました各学校の予算配分に関する支払いに関しましては、支出命令を行う際に、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程に従いまして、担当課長である私、教育総務課長であったり、学校教育課長だったり、が決裁を行うという事務を実施してまいりました。今回、このことについて、教育委員会事務局では、各学校に予算配分しているという実情に鑑み、各学校長の責任と権限において支出命令をする。つまり、決裁を学校長が行うということが適当ではないかということを考えております。

このことから、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正に当たり

ましては、地方自治法第180条の2の規定におきまして、市長と教育長の協議が必要となっておりますので、皆様に御報告さしあげるものです。

なお、本定例会終了後に、速やかに政策課と協議を進めまして、改正に係る事務処理を実施してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、か御質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

○大久保教育長 よろしいですか。

それでは、特に御質問がないようであれば、次の資料5、和光市わこうっこクラブ設置及び管理条例（案）を定めることについて、茂呂課長から説明をお願いします。

○茂呂課長 それでは、資料5を御覧ください。

和光市わこうっこクラブ設置及び管理条例（案）を定めることについて御説明させていただきます。

こちらにつきましては、文部科学省及び厚生労働省が策定した新・放課後子ども総合プランに基づき、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことにより、児童の健全育成を図るためのわこうっこクラブを実施するため条例を制定するものでございます。

教育委員会の皆様におかれましては、既に総合教育会議においても御審議いただきましたが、新・放課後子ども総合プランでは、全ての小学校区で学童クラブと放課後子供教室、放課後子供というのは漢字で、現在、和光市ではわこうっこクラブと呼んでおりますが、こちらが一体的に、または連携して実施することを目標としております。

和光市内の全小学校においては、令和3年度より、学童クラブとわこうっこクラブを一体的に運営をするため、その管理運営に指定管理者制度を導入するに当たり、必要な事項を定める条例（案）を和光市議会令和2年12月定例会への上程を予定しております。

条例の主な内容について御説明させていただきます。

まず、第2条、名称及び位置につきましては、わこうっこクラブは、現在、学校内に一体型施設として独立して設置している場合と、特別教室等を利用している場合がございますが、独立して施設を設置している場合においても、状況に応じて学校施設を利用する場合もあることから、条例では全て学校の位置としております。

第3条、事業では、これまで実施してきたプログラム型の子ども教室、こちら子供は平仮名になりますが、こちらをわこうっこクラブに包含して実施することから、地域住民との交流活動等の取組を明記しております。

第4条、実施日等では、これまで市直営では実施していなかった長期休業日においても、午後5時までの利用を可能としております。

第5条、対象者につきましては、市内の小学校に就学している児童のほか、私立の小学校に通学している児童も対象といたしました。

第6条以降の利用の登録等につきましては、条例に定めておりますが、これまでと同様に携帯のメール配信サービスを活用することにより、利用者の利便性は維持してまいりたいと考えております。

また、11条では、保育施設課において実施の学童クラブの指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、令和3年度より市内の全小学校において学童クラブとわこうっこクラブを一体的に運営していくため、指定管理者による指定管理とさせていただきます。

第12条の指定管理者が行う業務の範囲につきましては、わこうっこクラブの事業の実施のほか、わこうっこクラブの施設及び設備の維持、管理並びに軽易な修繕等としております。

なお、規則につきましては、条例可決後に議案として皆様に御審議いただく予定です。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

これは条例の制定ですので、議会での審議、議決が必要となります。事前に教育委員さん方にこういったものの条例を設置しますよということで内容の説明をさせていただきました。

何か御質問等ありましたらお受けします。

中身を見ていただく時間を取りましょう。

先ほどの説明にもありましたように、11条関係で、このわこうっこクラブについては、指定管理者の導入もできるということになりますので……

○山田委員 全て指定管理で運営するということですか。

○茂呂課長 はい。現在、委託が2校と直営が7校ですけれども、令和3年4月からは、

学童クラブと一緒に全ての学校で指定管理者制度を導入していくことになります。

○山田委員 学童クラブを運営している……

○茂呂課長 同一の事業者で一体的な運営をお願いする予定です。

○山田委員 分かりました。

○大久保教育長 結城部長、何か説明ありますか。

○結城部長 課長が説明したとおりですが、わこうっこクラブは、事業という体系でやっておりましたので、指定管理者制度を導入するにあたって、設管条例をつくることによって、公の施設として定めて、市の機関として正式に規則の中に入ってくるということで、指定管理にして、さらにサービスを充実させることと、公の施設として定めること。その2点が大きな内容だということでございます。

○大久保教育長 今お話があったように、条例で定めることによって、施設そのものが公であるということ。それから、実施機関であるということが明確になるという説明であります。

ほかによろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○山田委員 続きで、指定管理で行うということは、学童の先生がわこうっこクラブの指導も一緒に行うような形になるわけでしょうか。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○茂呂課長 基本的に人員体制はそれぞれに配置をさせていただきますが、今後は、状況に応じて連携ができるような体制を、同じ学校で過ごしている児童ですので、放課後、保護者が働いている御家庭のお子さんと、そうではないわこうっこクラブのお子さんが共に時間を過ごすことができますが、基本的には人員体制は別々に考えております。

○大久保教育長 牧委員さん、どうぞ。

○牧委員 今聞きたかったこと、最後聞けたので、指導員が一緒なのか、それとも別なのかというところで、もう一つは、今いるサポーターの方たち、指導員、わこうっこの人たちは、令和3年度の4月以降はどういう扱いというか、例えば白子小学校だったら白子小学校に残ってできるかどうか、これを見ると、利用する方と設置する箱物のほうしか載っていないので、今いる指導者がどうなっていくのかというのは聞きたいと思いました。

○大久保教育長 説明をお願いします。

○茂呂課長 今、わこうっこクラブや子ども教室で御活躍いただいている方々につきましては、指定管理者に移行した際に、御希望される方については、今後、働いていけるような御案内はさせていただきたいとは思っております。

ただ、コロナの現状もございまして、今、わこうっこクラブも全ての学校で開設できている状況ではなく、ボランティアの方々もかなり減少している状況でございますので、今後、説明会等を行いながら、今動けるメンバーの方々の中で御希望される方に御案内させていただくというような方向で考えております。

○大久保教育長 基本的には学童保育クラブとわこうっこクラブの果たす目的というのは異なるんですね。その辺のところをどう一体化するかというふうに考えていくわけであって、だから、指導員も一緒にやるということではない、基本的にね。ただ、活動によっては一緒にできる部分もあると思うので、その辺は、指定管理者のスケジュール感というものもあると思うんですね。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 ほかにないようであれば、よろしいですか。本条例案を12月定例市議会のほうに上程をさせていただきたいと考えます。

◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○大久保教育長 次に、日程第5に移ります。その他ですけれども、まず最初に、教育委員さんのほうから御報告がありましたら、その後、事務局から報告をお願いします。

山田委員さん、御質問お寄せいただいているので、お願いします。

○山田委員 時々、教員の不祥事という報道がされるんですけれども、先日、あるところで、セクハラのデータですけれども、掲示してあって、年々ちょっと増えているような状況だったんですね。そういう現状でありますので、和光市としては、防止策としてどんな取組をさせているのか。その効果が今あるのかどうかというところも含めて説明をお願いしたいと思います。

○大久保教育長 佐藤次長、分かりましたら。

○佐藤次長 今、山田委員からありました教職員の不祥事防止の取組について簡単に説明をさせていただきます。

御案内のとおり教職員の不祥事については、全国的に後を絶たない状況でありまして、

特にわいせつ事案が増えている現状があります。

埼玉県でも教職員の不祥事防止は喫緊の課題となっておりますが、10月23日にも、県内中学校教員が逮捕されるという新聞報道があったばかりでございます。また、埼玉県の懲戒処分としては、9月に3件の処分もございました。

参考までに、ここ1年間の埼玉県内の教職員の不祥事の内容ですが、わいせつ行為、盗撮、酒気帯び運転、体罰、覚醒剤使用等となっております。

そんな状況を受けて、埼玉県教委としても、例えば依存症による専門の医療機関の連携の相談窓口、あるいはコンプライアンスに関する相談窓口を設置しております。また、県の教育長自らが不祥事の根絶に向けた教育長メッセージを出しております。和光市としましても、毎回、校長会、教頭会等で教育長自らが細かい事案を出して話をしたり、担当のほうから事例を出して、防止についての啓発等を行ったりしております。

来週11月4日の校長会では、南部教育事務所長をお招きして、事故防止の研修を行う予定でございます。各学校でも教頭先生を中心に、倫理確立委員会を実施したり、共通のメッセージを作成したり、不祥事防止のチェックリストを定期的実施するなど取組を進めております。

和光市では、ここ数年はそういう事故等は起きていませんが、不適切な指導だとか暴言などで、市教委に連絡が入ることはございます。

教育公務員として、使命を再確認するということ、風通しのよい職場づくり、当事者意識、自校で起きたらどうするのかなど、研修を進めているところでございます。最近、若い教員が増えておりますので、初任者研修、あるいは臨任の研修等も定期的にやりながら啓発しているところでございます。

取組に関しては、以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今、次長のほうからお話があった、懲戒処分事案というものは、本当に県民・市民の信頼を大きく損なう行為だというふうに我々捉えていますので、とにかくその場、その場での指導をきちっとしていくということを学校長のほうにもお願いしております。また、県のほうの取組を参考にしながら、各学校での取組も推進しているところであります。

ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

○山下委員 1点は、ちょっと質問ということなんですけれども、去る10月17日の土曜日に中曽根元総理大臣の自民党と内閣の合同葬がございまして、そのときに、文部科学省のほうから、全国の国立大学及び、一部の報道では、全国の教育委員会に弔旗の掲揚と黙禱をするようにという通達があったという報道がございました。土曜日だったということもありますので、多分、児童・生徒は学校にはほとんどいない時間帯であったかと思うんですけれども、和光市教育委員会はどのような対応をされたのか。また、この件については何か見解があったのかということをもまず1点質問させていただきたいと思います。

○大久保教育長 はい。

○佐藤次長 合同葬ということもありましたので、文科省から県を通じて県から通知が来ました。ただ、土曜日ということもあり、強制ということではなく、自治体に任せるとのことなので、和光市教育委員会としては、土曜日ということもあり、学校には通知はしておりません。

○山下委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

特段対応することなくということですか。

○大久保教育長 はい、そうですね。

○山下委員 分かりました。

あともう1点は、これは今の不祥事の話と若干関係してくるのかもしれないんですけれども、近年、外国籍の児童・生徒が増えているということがあり、それは自分の子供から聞く感じの話ではあるんですけれども、外国籍のお子さんがやはり言語の関係なのか、それともほかの理由でなのか分からないですけれども、ちょっと皆と同じことができないときに、子供同士でのトラブルもあるんですけれども、教員側の指導も若干問題があるのではないかと思われるシーンもちょっと見聞きすることがありまして、要はできないことに対して非常に激しく叱責をするというシーンがあり、それを子供たちも見て、そうやって安易にいじめていいとか、できないことを責めていいとか、そういう空気がちょっと流れているような雰囲気を感じるような発言を聞いたことがあります。

例えば合唱祭とか、ああいうみんなと同じようなことをしなければいけないときに、同じようなことができないというときに、ふざけてしまうと。そのふざけていることに対して、とてもそんなことできないやつはみたいな、叱責に近い形のセリフが聞かれた

というようなことを子供から聞きまして、子供たちも自分たちで一生懸命やらなきゃいけないという中で、和を乱す人という、そういうことを、教員の側にお墨つきをつけられるような、そういうような発言というのはあってはならないかなと思ひまして、決してそれが基に必ずしも、本当に邪魔してというか、指導上重要だったということもあるんですけども、もしかしたらということがありますので、特にそういった外国籍のお子さんや特別支援のようなお子さんに対して、そういう不用意な発言が子供たちの中でも、要はそのような対処をしていいという空気感をつくらぬような配慮というかが必要なのではないかと思ひました。

皆さん、コロナのことで多分いらいらして、子供たちもどうしてもそういうところにはけ口を求めがちな部分もあるので、ぜひ何かの折にそういうことがありましたら、お話しただければと思ひます。

○大久保教育長 何か把握していることがあったら。

○佐藤次長 そういったことがあれば、結構報告が上がってくるんですけども、今の件に関しては聞いていないです。外国籍に関わらず配慮が必要な子に対する対応としては、明らかに不適切だなと思ひて聞かせていただいていますので、そういったことに関しては、教育委員会として確認していきたいと思ひますので、後ほど教えていただければと思ひます。

○山下委員 分かりました。

○大久保教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、ほかになければ、事務局からそれぞれ報告お願いします。

初めに、教育部長のほうから、GIGAスクール関係についてちょっとお話をお願いします。

○結城部長 来月、11月26日から開催されます12月定例会に上程する議案で教育委員会に関するものとしたしまして、さきの9月定例会に上程いたしました一般会計補正予算に計上いたしましたGIGAスクール構想における中学校の生徒及び教師用のタブレット型パソコンにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定を受けまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条に定める金額2,000万円を超えておりますので、議会の議決が必要になります。中学校の生徒及び教師用のパソコンの購入に関する契約を締結することについてが議案として上程される予定でござ

ざいます。

現在の状況でございますが、明日、入札の結果が判明いたしまして、最も安価で応札した業者と仮契約を締結する予定となります。直接担当するのは企画部財政課でございますが、教育委員会に関する議案として御説明させていただきました。

なお、小学校の児童及び教師用のパソコンにつきましては、こちら購入ではございませんので、5年間のリース契約ということで導入を図ってまいります。リース契約につきましては議決を必要としておりませんので、今回はあくまでも中学校の生徒、教師用のパソコンということでございます。

ちなみに、こちらはあくまでも予算金額でございますけれども、金額につきましては、教師用、生徒用合わせまして、5年間の保守に係る経費を含めまして、予算上は3億480万9,855円となっております。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

何かG I G Aスクール関係で御質問はございますか。

どうぞ。

○山田委員 中学校は購入で、小学校はリース、リースといってもかなり金額がかかるみたいですが、それは。

○結城部長 当初は予算を要求するときに、中学校につきましてもリースということで、こちらで計上させていただきました。予算のヒアリングの中で、国から交付されている臨時交付金等を有効に利用して、なるべく負担の軽減を図るということから、財政課からそのような提案がございまして、中学校については購入、小学校についてはリースという、ちょっと今までにない変則的な形なんですけれども、双方、保守がついておりますので、環境は特に変わることはございませんので、財政上の事情からこういう形を取らせていただいたということでございます。

○大久保教育長 これから年度内に同時期に導入ができるかというところが大きな課題になるというふうに思います。既に授業支援ソフトなんかについては説明等を受けていますので、そういったものを通してどういう学びができるかというところの研修会等も、これから計画していきたいと思います。

どうぞ。

○山田委員 デジタル教科書とか、そういう方向には進んでいきそうなんですか。

○佐藤次長 それも順次整備していく予定です。

○大久保教育長 和光市はデジタルホームというのがかなり早い段階、平成22年から導入しているんですよ。ですから、全県の中では早い段階でデジタル化していて、かなり成績処理であるとか、そういったものは全部デジタルできているんですね。

さらに、これからGIGAスクール構想の中で環境整備が伴うことによって、何がもっとデジタル化できるかというところをこれから考えていきたいと思います。

あとはよろしいですか。山下委員さん何かありますか。

○山下委員 ないです。

○大久保教育長 それでは、次に学校教育課、働き方改革について最初にお願いします。

○佐藤次長 では、和光市立小・中学校における働き方改革基本方針（案）を御覧ください。これ11月の教育委員会で御審議いただくものでございますが、事前に資料のほうは提出させていただきます。

教職員の働き方改革は、国及び県においても喫緊の課題としており、和光市教委としても、ここ数年改善に向けて取り組んできているところでございます。

昨年度の総合教育会議でも、テーマとして教育委員の皆様にも御意見をいただきました。この市の方針につきましては、令和元年9月に県教委が策定しました基本方針に基づいて、和光市の状況に併せて作成するものでございます。内容については、これまで校長会、教頭会で確認しておりますが、今回説明させていただいて、11月に審議をいただきたいと思います。

内容について簡単に説明をさせていただきます。

1ページについては、これまでの経緯と趣旨ということで、国・県及び和光市の状況について触れさせていただきました。ポイントは2点になります。

学校における働き方改革の目的は教職員の働き方を見直し、学校教育の質の維持・向上を図るもの。そして、次の5つの視点に着目ということで、（1）教職員の業務の見直し、（2）教職員の健康の維持増進、（3）教職員の意識改革、（4）教職員の資質・能力の向上、（5）家庭や地域社会等との連携・協働ということで、この5つの方針に基づいて施策を考えてまいります。

3ページ以降、今の5つの点について細かく触れさせていただいております。

ここでは説明いたしませんが見ていただいて、11月の教育委員会で御意見等をいただければというふうに思います。

それで、そこで決定し、12月1日施行ということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大久保教育長 今日この段階で、この中身について協議するということではなくて、事前に見ていただいて、質問等用意していただいて、次回、協議したいということです。

それを踏まえて何か。

○山下委員 これは次回持参してきたほうがよろしいですか。

○大久保教育長 お手数でも次回これを御持参ください。

○山田委員 できれば、委員会前に質問等を事務局のほうに。

○佐藤次長 結構でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

○山田委員 そのほうが、そのときにスムーズに。

○大久保教育長 何かお気づきの点があれば、どんどんメールで送っておいてもらえれば、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 では、次に、10月23日に第2回の教育振興基本計画策定委員会を開催していますので、そこでの内容を担当のほうから、辻主幹、報告をお願いします。

○辻主幹 それでは、和光市教育振興基本計画の策定について御報告を申し上げます。

10月23日金曜日午後2時から第2回和光市教育振興基本計画策定委員会が行われました。今回の会議では、和光市教育に関するアンケートを基に、本市の教育についての現状と課題について委員の皆様と協議を行いました。十文字学園女子大学の宮田先生が委員長ですが、委員長の進行の下、委員の皆様からは、様々なお立場から率直な御意見をいただくとともに、活発な御協議をいただけたところです。

和光市の子供たちに育みたい資質や能力として、自己肯定感や自己有用感、それから将来の夢を持つこと、あるいは判断力等々が挙げられまして、それらを軸に、地域社会とどう関わっていくかということが協議の軸だったかなというふうに思っています。

子供たちが身につける力を育むためには、これまでの教育をベースに、コミュニティ・スクールとしての教育支援やつながりを醸成する新たな図書館や公民館の在り方、子供たちの活躍の場としての文化・スポーツ活動の在り方など、学校教育と社会がさらに密接に結びついていくという、まさに社会に開かれた教育課程の具体が話し合われた

という感じです。

今後、アンケートの内容を計画に反映させていただき、引き続き策定を進めてまいります。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

第2回振興計画策定委員会の内容を報告させていただきました。

会議の中身については、毎回終わった後には、教育委員さん方のほうに報告をさせていただいて、どういう進捗状況かということを確認していただければというふうに思います。

今の説明の中で何か御質問等がありましたら、よろしくお願いします。

(発言する者なし)

○大久保教育長 次回は、骨子は出せるんですか。

○辻主幹 はい。

○大久保教育長 骨子案を提供することによって、全部中身は御理解いただけるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

質問はよろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に生涯学習課長のほうからありますか。

○茂呂課長 それでは、生涯学習課の事業につきまして御報告いたします。

先ほど教育長の報告でも御報告いただきましたが、例年、夏休み中に5日間開催しておりました子ども大学ですが、本年度は2日間とし、第1回、生き方学を10月17日土曜日、総合体育館のサブアリーナにて、十文字学園女子大学の平田先生を講師にお迎えして、「こころの距離を近づける集団遊び」を実施いたしました。

第2回はふるさと学で、11月1日の日曜日、題名は「和光にある国史跡を学ぶ～午王山と新羅王の伝説～」を生涯学習課職員等が講師となり、フィールドワークなども盛り込みながら実施の予定です。

わこうっこクラブは、新倉第三、第五、広沢、北原、本町小学校で実施をしており、白子、第四、下新倉小学校につきましては、引き続き再開は難しい状況です。

子ども教室につきましては、10月から各学校で月に一、二回程度、定員を減らして再開をしております。

図書館につきましては、引き続き滞在時間の制限はございますが、8時まで開館しております。

公民館につきましては、これまで机1台につき1人を基本とさせていただいておりましたが、11月から各館の状況に応じて、利用人数の制限緩和を予定しております。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か、よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 子ども大学わこうは既に10年を迎えているんですね。だから、卒業生が200から250ぐらいになるのかなと思います。毎回地域の関係団体、機関の協力を得ながらやっていますけれども、今年は残念ながら回数が2回ということで、11月1日で一応卒業となります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次、スポーツ青少年課のほうから報告をお願いします。

○高橋課長 スポーツのほうは特段ございませんが、総合体育館の利用においては、現在定員の2分の1の利用。また、シャワー室は10月9日から利用を再開しています。

また、運動場においても、シャワー室を10月10日から利用可能にしています。

そのほかの変更はございません。

以上です。

○大久保教育長 アーバンアクア関係は。

○高橋課長 アーバンアクアについては、総合体育館及び運動場のシャワー室利用に合わせた利用として行えるか、施設管理部署となる公園みどり課（旧部署：都市整備課）と協議をしまして、シャワー室の利用を可能にしております。

○大久保教育長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に、教育総務課からお願いします。

○前島次長 教育総務課のほうからは、本田技術研究所と協力しまして、小型のロボット、名前が「R o p o t」というんですが、こちらの実証実験を行うということで今話を進めさせていただいております。

こちらですが、令和2年11月26日から12月11日まで、約2週間、前後には説明会ですとか地元インタビュー、インタビューというのはヒアリングでいろいろ聞き取りするようなことなんですけれども、そういうのは実施いたします。

場所はどこでやるのかということになるんですが、下新倉小学校、こちらを指定しまして、そちらの1年生の児童に、25名限定になりますが、募集をかけて実験をしていくということです。

一応、主体的には教育委員会、それから下新倉小学校、相手方が株式会社本田技術研究所ライフクリエーションセンター完成機開発室というところなんです。これはちょうど理化学研究所が面している国道254号線を挟んで向かい側の本田技術研究所になります。

なぜそういうことをするのかということなんです、今、お手元のほうに、すみません、カラーでこういうやつだと、赤いランドセルの上にちょこんと乗っかっているような小さなロボットになります。

見開きになっています。開いていただいて、左側の下、歩行中の交通事故死傷者数というのが折れ線グラフで載っかっていると思います。7歳の子供だけが極端に突出してしまっていて、そこから一気に減っていく。そして、少しずつ右肩上がりになって、高齢者のところでまた少し増えているというような、そういうようなグラフになっています。その上に書いてあるんですが、小学校1年生——6歳から7歳ですね——については、魔の年齢と言われているそうです。このグラフから分かるように、幼稚園とか保育園に通っていた子が親元を離れて一人で通学、登下校するような状況になります。そうすると、親の目の届かないところで動きが活発になって、つい飛び出してしまったりとか、いつもだと、お母さん、お父さんに言われているようなことが守れないで、ついつい急に走り出したりとかということがあって、それが事故につながっているというようなことがうかがえるかなというふうに思います。

そこで、児童の交通安全の意識向上、それから交通事故防止対策に資するということで、本田技術研究所で研究開発している「R o p o t」を、まだ開発の段階になりますので、実証実験という形で子供たちに実装した状態で2週間ほどデータを取ると、そういうようなことを実施するということです。

これは下新倉小学校の児童1年生のうち希望する25名——最大で25名ですね——を対象としまして実際に実施をするんですが、今回、先ほど教育長さんのほうの説明でもございましたとおり、10月26日月曜日に内閣府が来庁しました。これ何で内閣府が来た

かと申しますと、内閣府の宇宙開発戦略推進事務局準天頂衛星システム戦略室というの
がありまして、こちらがいわゆるGPS、今まではアメリカの軍事衛星のGPSの電波
を使ってナビゲーションとかは利用していたんですが、今、日本でも国産の衛星を飛ば
して、そこからのGPSの電波を拾って、いろいろと活用しているんですが、この「R
o p o t」に関しましても、内閣府が運用している「みちびき」という人工衛星から電
波を拾って、それで位置を特定するということをしております。そういった関係があり
まして、内閣府のほうとしまして、本田でそういう実証実験を和光でやるということ
で、連携という形でいろいろと協力させていただきたいという話がありましたので、今
回は和光市教育委員会と、それから本田技術研究所、それから内閣府ということで連携
して実際に実証実験を行っていききたいと、そういうふうに考えております。

山田委員さんには、事前に、防犯ネットの会長さんということでお知らせはしてある
んですけども、今後、ほかの例えば下新倉地域の方には、いろいろとアナウンスをし
ていきまして、例えば地区社協ですと民生委員さんとかアナウンスをしていきたく
と思います。

これ何でそんなことをするかと申しますと、途中で撮影したり、ちょっと隠れて写真
とか動画というの、実証実験の中では実際にやっていくんですけども、それにつ
きましてちゃんと本田がやっているんだよというのが分かるようにするとは思
うんですけども、何か怪しい人が子供を追いかけて写真を撮っているなんていう
ことがないように、その辺の地域の方にもアナウンスはしていきたいという
ふうに考えています。

ただ、今、皆さんに説明申し上げたんですが、実際のプレスリリースが11月4日
になります。11月4日には報道発表しますので、それまでは一応この内部
ということでお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

この件について何かお聞きしたいことがありましたら。

はい、どうぞ。

○山田委員 こういった技術を駆使して子供たちの安全を守っていくというところは、
非常にいいと思うんですが、早くこういうのが実現していけば、安全が確保でき
ていくのかなと思うんですが、やはりこれは一つのツールであって、基本的には
子供たちを守るのには、保護者であったり地域の人たちというのが一番重要だ
と思いますので、その辺、

この魔の年齢、6歳から7歳、こういう状況があるということは、こういう実験をやるということもあれなんですけれども、こういうのをきっかけに、やはり和光市全体でこういった年齢層の保護者や、または地域の人たちに啓発していったらどうかなと思います。よろしくお願いいたします。

○大久保教育長 これはちなみに、交通安全だけではなくて、子供がどういうふうに動いているかというのを全部親が把握できるんですね、GPSで動いていますからね。ですから、防犯の関わりがすごくあるなという話を今しているんですね。いわばそういったものを防犯とどう連携できるか。これ実際導入するというレベルの問題ではないので、まだ実証実験なので、いずれこれが製品化されれば、全国に普及していくんだろうし、そういう中で交通事故防止と防犯対策という両面で考えられることができればいいなという話はもう既にしています。ほかはよろしいでしょうか。

○山田委員 続けてなんですが、最近、子供たち、防犯ベルというのをつけていると思うんですが、あれつけていない子がちょっと目立つんですね。かなり高学年だとつけなくなって、1年生なんかは支給されているので、ほとんどつけているんですけども、つけていない子が多く目立つようになってきている。壊れちゃったからつけていないとか、そういう話を聞くので、これに防犯ベルの機能をつけたらおもしろいかなというふうに思うんですけども、今そういう状況なので、あれは必ず小学生はつけなきゃいけないという決まりがあるのか、その辺ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○大久保教育長 はい、お願いします。

○佐藤次長 必ずつけるという指示まではしていないんですけども、基本的につけることが原則となっていますし、定期的に鳴るかどうかなというのも確認はさせているところなんです。今おっしゃるように、確かに最近はそういう周知が欠けていましたので、早急に確認して対応いたします。

○山田委員 よろしく申し上げます。

○大久保教育長 ほかによろしいですか。

はい、どうぞ。

○牧委員 昨年、この会とは別の会議で、春の交通安全の新1年生の安全をどうするかというような会議に出たときに、ここにある、「お父さん、お母さん、車に気をつけて」というこの言葉、この言葉が子供には駄目だというか、車が来たら止まりなさいみたいな、その行動をちゃんと言うという、それがないから、子供は確かに気をつけている。

車が行くと多分反射的に行っちゃうんじゃないかというので、子供には、車が来たら止まるという行動をちゃんと教えたほうがいいというのを言われて、車のほうも、子供がいたら、子供は飛び出してくるから必ず徐行か止まるという、子供に気をつけてじゃなくて、運転手にも、子供がいたら止まるか徐行、その行動、その先をちゃんと言葉として伝えたほうがいいんじゃないかというのを聞いたので、そうすると、幼稚園、保育園から卒園して、小学校1年生の親からちょっと離れて、子供たち同士で動けるというのをこの6歳、7歳、そのところのちゃんと行動を伝えるほうがいいんじゃないかという話を聞いたので、お願いしたいと思います。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○前島次長 全くおっしゃるとおりで、今回、この実証実験の中でも、事前説明会を実施いたします。この機能としましては、先ほど教育長さんのほうもおっしゃっていましたスマホを利用して、地図上に危ない場所、要するにここで止まりなさいよ、止まって、右、左、左右確認するんですよということをまず最初にお母さん、お父さんからお子さんに指導します。教えてあげるんですね。この交差点はここで止まりなさい、右見なさい、左見なさい、車が来ていないのを確認できたら手を上げて渡りなさいねということをお教えられるんですね。そのときに、その教えた場所に行くと、このロボットがぶるぶると震えてくれるんです。それでリマインド、要するに思い起こさせて、ああ、ここ止まろうというふうになりますので、おっしゃるとおり子供に行動をちゃんと教えるということが前提となります。

もう一つとしましては、後方確認リマインドというのがあるんですけども、中にはセンサーが入ってしまっていて、後方から来る車を自動的に感知しまして、ぶるぶると震えます。だから、注意されているところでないところで震えると、後ろから車が来たのかなということをお思い起こさせて、止まって、後ろを確認するというような仕組みを最初にまず教えていくと。その震えたことによって、必ず止まるというような動作になるようにやっていく、そういう行動も実験の中で検証していくというものです。

あとはGPSで現在地が確認できますので、どこをどういうふうに通って通学したかとか帰って来たかとか、そういうこともお母さんがスマホで瞬時に確認できると、そういうような形になっております。

以上です。

○大久保教育長 いずれにしても、地域における子供たちの安全確保というのを考えたと

きに、私は思うんですけども、横断歩道があって、信号がない。そこを子供が渡ろうとする。車止まらないですよ。これが問題なんです。つまり、子供たちも大人も含めて、信号ないけれども、横断歩道はあるわけですから、そのときにそこにいた車は通してあげるとというのが、それが本当の大事な部分なんです。でも、それが今の日本では不足しているなど。イギリスあたりへ行ったら、一歩足を踏み入れて車が突っ込んだら違反ですからね、そういう交通ルールなんです。だから、守られているんです、交通ルールでね。日本は交通ルールはあるんだけど、それは徹底できていないというのが課題かなと、そんなふうに思いました。

ほかによろしいですか。

はい。

○山田委員 今のお話ですけども、アメリカのほうが、横断歩道一つにも運転者側のマナーというのがしっかりしている……

○大久保教育長 そうなんです。それは車社会だからなんです。日本も車社会ですが、そこが未成熟なのだろうと思います。

○山田委員 まず止まらないです。歩行者としての大人も、歩行者の信号が赤でも、子供がいるのにもかかわらず、急いでいるから渡って行ってしまふ大人もいるし、当然の意識を持っていかないと……

○大久保教育長 これは大人の責任ですね。

○山田委員 大人の責任、大人が悪い。

○大久保教育長 それでは、教育総務のほうから次回の会議日程についてお願いします。

○前島次長 次回、第11回定例教育委員会になりますが、11月26日木曜日 1時半から602会議室で行います。

以上でございます。

○大久保教育長 その後については。

○前島次長 はい。26日は、教育委員会後には総合教育会議もございますので、よろしくお願ひいたします。

○大久保教育長 教育委員会が終わった後、総合教育会議が予定されていますので、お願ひします。

それでは、以上をもちまして第10回定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

傍聴のほう、ありがとうございました。

閉会 午後 2時44分

第 1 0 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員